

13 October 2014

Newsflash



今回の Grant Thornton (Vietnam) の Newsflash では、政府保証の無い海外借入金に対する届出および変更届出の手続きに関する改正の情報をお届け致します。

2014年9月15日、政府保証の無い海外借入金の届出および変更届出の手続きに関する中央銀行ガイダンス Circular No. 25/2014/TT-NHNN が発行されました。

Circular No. 25/2014/TT-NHNN は、2014年11月1日から発効し、2011年8月31日付け Circular No. 25/2011/TT-NHNN の第1条、および、2004年12月21日付け Circular No. 09/2004/TT-NHNN の第1章と第4章第1節は効力を失います。

この Circular の発効日前に実行された借主の海外借入金は、引き続き、中央銀行から発行されている届出確認書および変更届出確認書（ある場合）に従い実行します。

借主の海外借入金に対する、この Circular の発効日以降に発生した内容変更については、この Circular の規定に基づいて、海外借入金の変更届出を実施する必要があります。

2014年11月1日から発効する Circular No. 25/2014/TT-NHNN における留意すべき幾つかの規定について、以下の通りご案内致します。

1. この Circular の適用範囲に該当する借主には、以下が含まれます

- 企業。
- 合作社、合作社連合。
- 信用機関（国営企業である商業銀行を除く）。
- ベトナムで設立され事業活動を営む外国銀行の支店。

2. 中央銀行への届出を実施すべき対象に該当する海外借入金には、以下が含まれます。

- 中長期の海外借入金。
- 満期延長して合計借入期間が1年間超となる、短期の海外借入金。
- 短期の海外借入金で、満期延長の契約書は無いが、最初の借入金を受けた日から丸1年を経た時点で借入金残高が残っている場合。但し、最初の借入金を受けた日から丸1年を経た時点から10日間以内に借入金返済を完了した場合は除く。

延払いによる物品輸入契約およびファイナンスリース契約から発生する借入金で、上述と同様の期間の借入金も、中央銀行への届出を実施すべき対象に含まれることにご留意下さい。

3. 海外借入金の中央銀行への届出および変更届出の期限

新規届出

海外借入金について、借主は、下記の日から**30日以内**に、中央銀行への届出を実施する義務を負います。

- 中長期海外借入金合意書への署名日、または、借入金に保証がある場合の保証文書への署名日、または、契約済みの銀行融資枠に基づく借入合意がある場合の資金引出し合意書への署名日。
- 短期海外借入金の満期延長をして中長期借入金になる場合の満期延長合意書への署名日。
- 短期海外借入金で、満期延長の契約書は無いが、最初の借入金を受けた日から丸1年を経た時点で借入金残高が残っている場合の最初の借入金を受けた日から丸1年を経た日。

延払いによる物品輸入契約およびファインンスリース契約から発生する借入金の場合、物品の通関日が借入金を受けた日とされて、上述の届出義務が生じます。

変更届出

届出済みの海外借入金について、変更がある場合には、変更合意書への署名日から**30日以内**に、かつ、変更内容の発効日前に、または、変更内容に関する合意書の署名が不要で既存借入合意書に沿った変更の場合にはその変更内容が生じる前に、中央銀行への変更届出を行う必要があります。

4. 海外借入金の中央銀行への届出書類

Circular No. 25/2014 / TT-NHNN は、海外借入金の中央銀行への届出を行う際に提出する必要のある書類、資料のリストに言及しています。

従来の規定で要請されていた書類や資料に加えて、中央銀行は、以下のような書類の提出も要請していますので、ご留意下さい。

- 借入目的を証明する文書（製造事業計画、債務再編スキームなど）
- （借主が信用機関の場合）海外借入合意書への署名日前の直前月末時点における銀行活動の安全性比率に関する中央銀行規定の順守に関する報告書。

- 借主が海外借入金を受け、借入金の返済を実施する信用機関、外国銀行支店による確認書。
- 借主の具体的事情に関する説明書類。

この Circular では、借入目的を証明する書類や説明書類などの様式を規定せずに、借主が具体的事情を検討した上で、借入金の登録書類を中央銀行へ提出する際に、適切な説明をすることとしています。

5. 中央銀行への定期報告義務

- 借主は、政府保証の無い短期・中長期海外借入金の実施状況報告を、四半期毎に、遅くとも報告対象となる四半期の翌月5日に、借主の本社が所在する省、中央直轄都市の中央銀行支店へ提出する必要があります。
- 臨時または必要に応じて、借主、口座サービスを提供している商業銀行は、中央銀行からの要請に従い報告を行います。

6. 借主に外国為替管理、海外借入・返済管理の分野における行政違反行為がある場合の処分

Circular No. 25/2014/TT-NHNN では、この点に関する個別条項が設けられており、この条項によれば、外国為替管理、海外借入・返済管理の分野における借主による行政違反行為が発見された場合（報告義務の順守違反行為を含む）、違反処分を完了するまでは、借主による海外借入金届出、変更届出の書類確認が行われません。

外国為替管理、海外借入・返済管理の分野における行政違反行為の処分には、通常、多くの時間を要しますので、その間、提出した海外借入金届出、変更届出書類に対する中央銀行からの確認書入手を待たされることとなります。

従って、借主側の違反行為のために、中央銀行からの確認書発行が遅れますと、借主が海外借入金の受取りや返済を実施する信用機関、外国銀行の支店は、その確認書が発行されるまでは、借入金を口座へ入金することができなくなり、借主の製造事業活動に多大な影響を与えることとなります。

Grant Thornton (Vietnam) では、以下のようなご支援をさせて頂いております。

- (1) 海外借入金に関連する規定順守状況のレビュー、および、これに基づく、外国為替管理、海外借入・返済管理、税務、そして、関連者間取引に関わる市場価格の分野における影響と解決策に関するアドバイス。
- (2) 海外借入合意書、中長期借入となる短期海外借入の満期延長合意書、または、銀行融資枠を伴う資金引出し合意書の作成。
- (3) 借入目的を証明する書類、借主の具体的事情に関する説明書類の作成。
- (4) 外国為替管理、海外借入・返済の分野における借主による行政違反行為があった場合の届出書類に対する中央銀行からの確認書取得支援。
- (5) 借主の短期海外借入金、中長期海外借入金の実施状況に関する四半期定期報告書の作成。
- (6) 外国為替管理、海外借入・返済管理の分野の規定順守に関わる中央銀行による調査・査察に対する対応支援。

以上のガイダンスの改正内容に関する詳細にご関心があり、これら改正事項による御社の事業活動への影響について検討されたい場合は、Grant Thornton (Vietnam) の専門家へ詳細をお問い合わせ下さい。

Contact

Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
T +84 4 3850 1686
W www.gt.com.vn

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director - Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
T +84 8 3910 9100
W www.gt.com.vn

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Nguyen Thi Ngoc Uyen

Tax Director
D +84 8 3910 9232
E Uyen.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director - Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

安永 梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager - Japanese Desk
D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

